役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第 1 条(目 的)

この規程は、社会福祉法施行規則第2条の42及び社会福祉法人緑生福祉会定款(以下「定款」という。)第八条及び第二十一条の規程に基づき、役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条(報酬等の支給)

役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する ものとする。

- (1) 非常勤の役員等 報酬
- (2) 評議員等 報酬

第 3 条(報酬等の額の算定方法)

非常勤の役員等に対する報酬は日額とし、別表1「非常勤役員等報酬表」に定める年度の 総額及び一人当たりの日額の範囲内で、法人の会議への出席、または業務に従事したとき支 給し、及び別表2「費用弁償」に定める費用を弁償する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役 員については、報酬のみを支給する。

- 2. 評議員等に対する報酬は日額とし、定款第八条に定める勤務実態がある場合において、 別表1「非常勤役員等報酬表」に定める一人当たりの日額を、法人の会議への出席、または 業務に従事したとき支給し、及び別表2「費用弁償」に定める費用を弁償する。
- 3. 役員及び評議員等が、法人の用務のために旅行したときは、旅費規程の例により旅費を支給する。

第 4 条(報酬等の支給方法)

非常勤の役員及び評議員等に対する報酬等は、それぞれ法人の会議への出席、または業務に従事したときにその都度支給する。ただし、法人の常勤の職を兼ねる役員については、毎月翌月25日に、社会福祉法人緑生福祉会給与規程に準じて支給する。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

第 5 条(改 廃)

この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成29年3月22日より施行する。

別表1 非常勤役員等報酬表 平成29年3月22日

	日額	年度の総額		
評議員	10, 000円	120, 000円		
	(4名×10,000円×3回)			
理事長•理事	10, 000円	360, 000円		
	(6名×10,000円×6回)			
監事	10, 000円	120, 000円		
(2名×10, 000円×6回)				
評議員選任•解任	40, 000円			
(4名×10, 000円×1回)				

別表2 費用弁償 平成29年3月22日

自宅から会議の開催場所までの距離に応じ

20km未満		5, 000円
20km以上	50km未満	7, 000円
50km以上	100km未満	9, 000円
100km以上		13, 000円